

一項第十号(支払調書)及び第二百二十八条第二項(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)において同じ。)の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。)を当該各号に掲げる者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。)に告知しなければならぬ。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

一 三 省 略

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む。)をいう。

一 株式(株主又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する投資主をいう。)となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)

二 六 省 略

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項(配当等とみなす金額)の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの(同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる部分を除く。))及び政令で定める金銭(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受ける者並びに当該金銭等の交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価(その額の全部又は一部が第四十一条の二(発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額)の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号(支払調書)及び第二百二十八条第二項(名義人受

掲げる者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。))に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

一 三 同 上

2 同 上

一 株式(株主又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する投資主をいう。)となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)

二 六 同 上

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項(配当等とみなす金額)の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの(同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる部分を除く。))及び政令で定める金銭(以下この項において「金銭等」という。)の交付を受ける者並びに当該金銭等の交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

領の株式等の譲渡の対価の調書)において同じ。)の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、国内において株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの(収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。以下この条において「償還金等」という。)の交付を受ける者及び当該償還金等の交付をする者について準用する。この場合において、同項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第四項に規定する償還金等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価(その額の全部又は一部が第四十一条の二(発行人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額)の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百二十五条第一項第十号(支払調書)及び第二百二十八条第二項(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)において同じ。)の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該償還金等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付及び当該差金等決済を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は無記名の投資信託

4 第一項の規定は、国内において株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの(収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。以下この条において「償還金等」という。)の交付を受ける者及び当該償還金等の交付をする者について準用する。この場合において、同項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第四項に規定する償還金等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該償還金等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付及び当該差金等決済を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。)又は無記名の投資信託

(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年一月三十一日まで(第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一項第四号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。)に、税務署長に提出しなければならない。

一七 省 略

八 非居住者又は外国人に対し国内において第六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号までに掲げる国内源泉所得又は第九十二条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金の支払をする者

九 省 略

十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者

十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人(一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。)又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第

(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年一月三十一日まで(第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。)に、税務署長に提出しなければならない。

一七 同 上

八 非居住者又は外国人に対し国内において第六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得又は第九十二条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金の支払をする者

九 同 上

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(第六十四条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。)に対し国内において第二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者

十一 第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者、内国法人(一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。)又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の四(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行

二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

254 省 略

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 省 略

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

4 第一項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第二項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定及び第二百四十二条（罰則）の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

つた第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

254 同 上

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 同 上

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定及び第二百四十二条（罰則）の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 省略

（事業所得等に係る総収入金額報告書の提出）

第二百三十一条の三 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年中のこれらの所得に係る総収入金額（非居住者にあつては、第六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得に係る総収入金額に限る。）の合計額が三千万円を超えるものは、その年分の所得税に係る確定申告書を提出している場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該合計額その他参考となるべき事項を記載した総収入金額報告書を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百二十条第一項第三号（確定申告に係る所得税額）（第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）又は第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかつた所得税の額）若しくは第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第四百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条に

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 同上

（事業所得等に係る総収入金額報告書の提出）

第二百三十一条の三 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年中のこれらの所得に係る総収入金額（非居住者にあつては、第六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得に係る総収入金額に限る。）の合計額が三千万円を超えるものは、その年分の所得税に係る確定申告書を提出している場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該合計額その他参考となるべき事項を記載した総収入金額報告書を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百三十八条 偽りその他不正の行為により、第二百二十条第一項第三号（確定申告に係る所得税額）（第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条（外国税額控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しなかつた所得税の額）若しくは第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第四百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を

において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十条第一項、第二百二十五条第一項（年途中で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年途中で出国する場合の確定所得申告）（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第二百二十条第一項第三号（第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条又は第六十五条の六の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした所得税の額）又は第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 省 略

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一 省 略

二 第八十条第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六条第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百四十一条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者、第八十条第二項、第二百六条第二項又は第二百四十一条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第八十条第四項又は第二百四十一条第四項の規定による通知をしなかつた者

三 八 省 略

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

受けた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同 上

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十条第一項、第二百二十五条第一項（年途中で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年途中で出国する場合の確定所得申告）（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第二百二十条第一項第三号（第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした所得税の額）又は第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 同 上

第二百四十二条 同 上

一 同 上

二 第八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六条第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百四十一条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者、第八十条第二項、第二百六条第二項又は第二百四十一条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第八十条第四項又は第二百四十一条第四項の規定による通知をしなかつた者

三 八 同 上

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

省 略	広域臨海環境整備セン ター	広域的運営推進機関	高圧ガス保安協会	省 略	名 称
省 略	広域臨海環境整備セン ター法（昭和五十 六年法律第七十六号）	電気事業法（昭和三十 九年法律第七十 号）	高圧ガス保安法（昭和 二十六年法律第二 百四号）	省 略	根 拠 法

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	名 称
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	根 拠 法

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	名 称
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	根 拠 法

別表第二(三)から(八)まで 次のおり

—
別表第二(三)から(八)まで 省略

(三)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,500	
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	50,500	
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,200	
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	51,800	
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	52,400	
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	53,100	
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	53,700	
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	54,300	
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	54,900	
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	55,600	
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	56,500	
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	57,300	
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	58,100	
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	59,000	
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	59,800	
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	60,700	
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	61,600	
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	62,500	
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	63,400	
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	64,400	
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	65,300	
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	66,200	
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	67,100	
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	68,000	
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	69,000	
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	69,900	
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	70,800	
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	71,600	
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	72,400	
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	73,200	
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	74,100	
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	74,900	
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	75,700	
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	76,600	
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	78,100	
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	79,700	
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	81,200	
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	82,800	
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	84,500	
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	86,100	
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	87,800	
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	89,500	
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	91,100	
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	92,800	
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	94,500	
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	96,100	
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	97,800	
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	99,500	
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	101,100	
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	102,800	

(四)

その月の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	104,500	
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	106,100	
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	107,800	
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	109,500	
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	111,100	
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	112,800	
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	114,400	
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	116,100	
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	117,800	
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	119,400	
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	121,100	
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	122,800	
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	124,400	
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	126,100	
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	127,800	
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	129,400	
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	131,100	
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	132,800	
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	134,400	
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	136,100	
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	137,800	
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	139,400	
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	141,100	
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	142,800	
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	144,400	
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	146,100	
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	147,700	
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	149,400	
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	151,100	
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	152,700	
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	154,300	
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	155,800	
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	157,400	
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	158,900	
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	160,400	
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	162,000	
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	163,500	
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	165,100	
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	166,600	
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	168,100	
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	169,600	
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	171,100	
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	172,600	
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	174,100	
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	175,600	
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	177,100	
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	178,600	
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	180,100	
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	181,600	
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	183,100	

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	184,500	
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	186,000	
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	187,500	
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	189,000	
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	190,500	
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	192,000	
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	193,500	
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	195,000	
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	196,500	
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	198,000	
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	199,500	
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	201,000	
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	202,400	
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,620	16,450	13,290	203,900	
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	205,400	
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	206,900	
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	208,400	
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	209,900	
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	211,400	
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	212,900	
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	214,100	
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	215,200	
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	216,200	
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	217,300	
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	218,300	
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	219,400	
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	220,400	
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	221,400	
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	222,400	
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	223,400	
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	224,400	
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	225,400	
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	226,400	
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	227,400	
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	228,800	
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	230,300	
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	231,900	
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	233,400	
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	234,900	
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	236,400	
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	237,900	
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	239,400	
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	240,900	
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	242,500	
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	244,000	
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	245,500	
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	247,000	
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	248,500	
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	250,000	
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	251,600	

(六)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	253,100	
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	254,600	
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	256,100	
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	257,600	
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	259,100	
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	260,600	
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	262,200	
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	263,700	
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	265,200	
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	266,700	
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	268,200	
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	269,700	
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	271,200	
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	272,800	
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	274,300	
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	275,800	
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	277,300	
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	278,800	
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	280,300	
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	281,900	
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	283,400	
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	284,900	
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	286,400	
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	287,900	
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	289,400	
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	290,900	
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	292,500	
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	294,000	
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	295,500	
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	297,000	
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	298,500	
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	300,000	
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	301,500	
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	303,100	
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	304,600	
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	306,100	
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	307,600	
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	309,100	
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	310,600	
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	312,200	
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	313,700	
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	315,200	
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	316,700	
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	318,200	
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	319,700	
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	321,200	
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	322,800	
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	324,300	
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	325,800	
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	327,300	

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	328,800	
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	330,300	
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,800	
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	333,400	
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,900	
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	336,400	
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,900	
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	339,400	
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,900	
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	342,500	
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	344,000	
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	345,500	
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	347,000	
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	348,500	
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	350,000	
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	351,500	
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	353,100	
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	354,600	
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	356,100	
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	357,600	
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	359,100	
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	360,600	
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	362,100	
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	363,700	
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	365,200	
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	366,700	
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	368,200	
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	369,700	
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	371,200	
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	372,800	
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	374,300	
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	375,800	
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	377,300	
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	378,800	
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	380,300	
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,800	
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	383,400	
1,001,000	1,004,000	129,120	118,920	111,640	104,360	97,070	89,790	82,510	75,870	384,900	
1,004,000	1,007,000	130,110	119,660	112,330	105,050	97,760	90,480	83,200	76,470	386,400	
1,007,000	1,010,000	131,100	120,650	113,020	105,740	98,450	91,170	83,890	77,070	387,900	
1,010,000円		131,600	121,150	113,370	106,080	98,800	91,520	84,230	77,370	389,400	
1,010,000円を超え 1,720,000円に満た ない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									389,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲									乙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額									税 額
1,720,000円	円 365,900	円 355,450	円 347,670	円 340,380	円 333,100	円 325,820	円 318,530	円 311,670	円 673,400	
1,720,000円を超え 3,560,000円に満た ない金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									673,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうちを1,720,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
3,560,000円	円 1,101,900	円 1,091,450	円 1,083,670	円 1,076,380	円 1,069,100	円 1,061,820	円 1,054,530	円 1,047,670		
3,560,000円を超え る金額	3,560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,560,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,580円を控除した金額										

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(三)から(八)まで 次のおり

—
別表第三(三)から(八)まで 省略

(三)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,890	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,950	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	3,000	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,060	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,110	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,170	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,220	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,280	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,330	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,390	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,440	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,500	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,560	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,610	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,670	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,720	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,780	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,830	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,890	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,940	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	4,000	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	4,060	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,110	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,170	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,220	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,280	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,330	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,390	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,440	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,500	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,550	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,610	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,670	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,720	285

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,780	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,830	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,890	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,940	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	5,000	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	5,050	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	5,110	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,160	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,210	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,260	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,310	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,370	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,420	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,470	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,520	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,570	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,620	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,670	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,720	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,770	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,820	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,870	373
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,920	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,970	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	6,020	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	6,070	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	6,120	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,170	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,220	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,270	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,320	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,370	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,420	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,470	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,520	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,570	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,620	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,670	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,710	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,770	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,810	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,860	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,910	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,960	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	7,010	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	7,060	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	7,110	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,150	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,180	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,220	601

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満		税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,250	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,290	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,330	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,360	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,390	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,430	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,460	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,490	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,520	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,560	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,590	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,640	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,700	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,750	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,800	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,850	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,900	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,950	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	8,000	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	8,050	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	8,100	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,150	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,200	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,250	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,300	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,350	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,400	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,450	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,500	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,550	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,600	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,650	857
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,710	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,760	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,810	884
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,860	893
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,910	902
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,960	911
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	9,010	920
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	9,060	929
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,110	938
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,160	947
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,210	956
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,260	965
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,310	974
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,360	983
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,410	992
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,460	1,001
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,510	1,010
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,560	1,019

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,610	1,178	
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,660	1,196	
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,720	1,214	
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,770	1,232	
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,820	1,250	
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,870	1,268	
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,920	1,286	
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,970	1,304	
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	10,020	1,322	
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,070	1,340	
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,120	1,358	
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,170	1,376	
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,220	1,394	
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,270	1,412	
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,320	1,430	
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,370	1,448	
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,420	1,466	
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,470	1,484	
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,520	1,502	
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,570	1,520	
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,620	1,538	
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,670	1,556	
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,730	1,574	
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,780	1,592	
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,830	1,610	
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,880	1,628	
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,930	1,646	
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,980	1,664	
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,030	1,682	
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,080	1,700	
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,130	1,718	
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,180	1,736	
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,230	1,754	
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,280	1,772	
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,330	1,790	
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,380	1,808	
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,430	1,826	
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,480	1,844	
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,530	1,862	
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,580	1,880	
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,630	1,898	
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,680	1,916	
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,740	1,934	
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,790	1,952	
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,840	1,970	
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,890	1,988	
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,940	2,006	
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,990	2,024	
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,040	2,042	
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,090	2,060	

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,140	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,190	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,240	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,290	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,340	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,390	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,440	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,490	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,540	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,590	2,240
33,000	33,100	4,185	3,880	3,640	3,395	3,155	2,910	2,670	2,455	12,640	2,258
33,100	33,200	4,220	3,905	3,660	3,420	3,175	2,930	2,690	2,475	12,690	2,276
33,200	33,300	4,250	3,925	3,685	3,440	3,195	2,955	2,710	2,495	12,750	2,294
33,300	33,400	4,280	3,950	3,705	3,460	3,220	2,975	2,735	2,515	12,800	2,312
33,400	33,500	4,315	3,970	3,730	3,485	3,240	3,000	2,755	2,535	12,850	2,330
33,500円		4,330	3,980	3,740	3,495	3,255	3,010	2,770	2,545	12,900	2,348
33,500円を超え 57,500円に満た ない金額	33,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								12,900円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	2,348円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額	
57,500円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	12,250	11,900	11,660	11,415	11,175	10,930	10,690	10,465	22,500	8,348	
57,500円を超え 118,500円に満 たない金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								22,500円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	8,348円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額	
118,500円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	36,650	36,300	36,060	35,815	35,575	35,330	35,090	34,865		28,478	
118,500円を超 える金額	118,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								28,478円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額		

(八)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人			7 人
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額									従たる給与等について、扶養親族等の数が7人を超える場合には、当該扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額	—

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) その給与等が第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 次のとおり

— 別表第四 省略

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円
210	300	243	300	275	333	308	372				
300	378	300	406	333	431	372	456				
378	424	406	450	431	476	456	502				
424	444	450	472	476	499	502	527				
444	470	472	496	499	525	527	553	241	千円未満		
470	504	496	531	525	559	553	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	739	622	754	652	769	683	784				
739	797	754	818	769	840	784	862	241		301	
797	833	818	856	840	879	862	902				
833	874	856	898	879	922	902	947				
874	919	898	945	922	970	947	996				
919	979	945	1,005	970	1,034	996	1,062				
979	1,056	1,005	1,086	1,034	1,116	1,062	1,147	301		531	
1,056	1,425	1,086	1,450	1,116	1,474	1,147	1,498				
1,425	1,653	1,450	1,681	1,474	1,709	1,498	1,738				
1,653	2,762	1,681	2,786	1,709	2,810	1,738	2,833	531		1,138	
2,762	3,683	2,786	3,715	2,810	3,746	2,833	3,778				
3,683千円以上		3,715千円以上		3,746千円以上		3,778千円以上		1,138千円以上			

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。)を控除し

「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

る旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数(定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。)については、四に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に 乗すべき率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控									
	以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満	
	千円 68千円未満	千円 94千円未満	千円 133千円未満	千円 171千円未満	千円 210千円未満	千円 250千円未満	千円 290千円未満	千円 330千円未満	千円 370千円未満	千円 410千円未満
0										
2	68	79	94	243	133	269	171	295		295
4	79	252	243	282	269	312	295	345		345
6	252	300	282	338	312	369	345	398		398
8	300	334	338	365	369	393	398	417		417
10	334	363	365	394	393	420	417	445		445
12	363	395	394	422	420	450	445	477		477
14	395	426	422	455	450	484	477	513		513
16	426	550	455	550	484	550	513	557		557
18	550	668	550	689	550	708	557	724		724
20	668	713	689	734	708	755	724	776		776
22	713	745	734	767	755	789	776	811		811
24	745	779	767	802	789	825	811	849		849
26	779	823	802	846	825	870	849	894		894
28	823	877	846	903	870	928	894	954		954
30	877	940	903	968	928	995	954	1,025		1,025
32	940	1,328	968	1,352	995	1,376	1,025	1,401		1,401
35	1,328	1,540	1,352	1,568	1,376	1,596	1,401	1,624		1,624
38	1,540	2,667	1,568	2,691	1,596	2,715	1,624	2,738		2,738
41	2,667	3,556	2,691	3,588	2,715	3,620	2,738	3,651		3,651
45	3,556千円以上		3,588千円以上		3,620千円以上		3,651千円以上			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、このの規定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九) 次のとおり

—
別表第五(九) 省略

(九)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	未		以	未		以	未	
上	満		上	満		上	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 1,200,000円を控 除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	12,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 1,700,000円を控 除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	12,000,000	20,000,000	給与等の金額から 2,300,000円を 控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円	17,700,000円	
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。